



阪神高速回数券付替サービス終了のお知らせ

阪神高速道路株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：幸 和範）は、これまで阪神高速回数券付替サービスを実施してまいりましたが、平成29年3月31日をもって阪神高速回数券付替サービスを終了することとしましたので、お知らせいたします。

ご利用のお客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

サービス終了後は、付替残高のご利用ができなくなりますので、未使用残高をお持ちのお客さまにおかれましては、平成29年3月31日までにご利用くださいますようお願いいたします。

サービスが終了した時点で未使用残高があるお客さまには、未使用残高の払戻しをいたします。手続きの詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

阪神高速回数券付替サービス終了日：平成29年3月31日（金）

阪神高速回数券付替サービスとは、阪神高速道路回数通行券券面額の付替え分をETCで阪神高速道路を利用した際の通行料金にご利用いただけるサービスです。阪神高速道路回数通行券券面額付替えは、平成27年7月31日に終了いたしました。（回数通行券の払戻しについても、平成28年3月31日に終了いたしました。）

<お問合せ先（お客さま専用）>

阪神高速お客さまセンター

電話：06-6576-1484（平日 8:30～19:00、土日祝及び年末年始 9:00～18:00）